

24神体第634号
平成25年1月25日

加盟団体会長 様

公益財団法人神奈川県体育協会
会長 山下 泰 裕



指導者に対するフェアプレー精神の指導徹底について（通知）

日頃より本会の諸事業につきまして、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本会では、スポーツを通じていじめをなくしたい、いじめに悩んでいる子どもたちをなくしたいと願っています。もっともっと思いやりと優しさのあふれる気持ちで、いじめなどフェアプレーの精神に反する卑怯な行為を憎む、そんな社会の創造にスポーツが力になりたい、そんな思いで活動しています。

日頃からいじめの根絶に取り組んでいる本会としましては、昨年7月に、いじめにより子どもたちが自らの命を絶つという大変悲しい事件が起こったのを契機に、スポーツを愛する皆さんへ「ストップ！いじめ」緊急アピールを出したところであります。

このような中、大阪市の公立高校の運動部指導者による体罰が明らかになり、それを苦に子どもが自ら命を絶ってしまったことは非常に悲しく、残念でなりません。

スポーツで最も大切なことは、フェアプレー精神であります。そしてそのフェアプレー精神を子どもたちに教えていくのが指導者なのです。このたびの運動部指導者による体罰は、このフェアプレー精神を自ら破るもので、指導者としてあってはならないことでもあります。体罰は、フェアプレー精神を指導の柱に据えている本会としましては、絶対に許すことのできない行為なのです。

公益財団法人日本体育協会においても、加盟団体とともに、健全な組織運営を目指して「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定し、スポーツを指導する際に問題解決の手段として暴力行為を行うことを厳に禁じているところであり、このたびも、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者に対する指導を徹底するよう指示する旨の通知が加盟団体あて発出されております。

言うまでもなく、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々の絆を培い、共に生きる喜びを広げ、生活を豊かで味わいのあるものにするものであります。

私たちスポーツに携わる者は、決して、スポーツが二度と人を傷つけるものとならないよう一層のフェアプレー精神の徹底を進めていかなければなりません。

つきましては、貴団体におかれましても、役員等指導的立場にあるものが、その社会的使命や意義を自覚し行動するとともに、監督、コーチ等現場指導者に対し、競技はもとより、日常生活等の場においても、スポーツに携わる者として、改めて、フェアプレー精神に則り、責任ある行動と自覚を持つよう、指導の徹底をお願いいたします。